

ハワイに不動産をお持ちの方必見！ ハワイ不動産の相続とTOD

1. 米国の相続におけるプロベート制度
2. プロベートを通過または回避できるケース
3. Transfer on death deed(TOD)作成による相続対策

米国で不動産を相続する際に必要となる「プロベート(裁判所の検認手続き)」を回避する方法として、「Transfer on death deed (TOD)」の特徴についてご紹介いたします。米国で購入した不動産を指定した受取人に相続させたい方、またご興味のある方は是非ご参加ください。

2020年

視聴可能期間

11月20日(金) 12:00から11月26日(木) 23:59まで

※講演時間は約10分となります。

お申し込み期限

11月19日(木) 17:00

参加費(資料代)

無料

講師

TH弁護士法人パートナー 米国弁護士 **本郷 友香** (ほんごう ゆか)

ハワイ州、カリフォルニア州とワシントンDCの弁護士資格を所有し、キャプティブ保険会社の設立業務、Transfer on death deedの作成や、プロベート(裁判所の検認手続き)サービスを主に提供する。
日本語・英語のバイリンガルであり、両言語において、会話と読み書きが堪能。



お申し込み

<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sem-tod/>

お問い合わせ

consuldiv@ht-tax.or.jp

☎0120-730-706

【受付】9:00~17:30
※土日祝除く

